

指導と評価の一体化を目指して

これまでも、指導と評価の一体化は言われ続けてきたことである。何故、うまくいかなかったのか？どこに原因があったのか？最大の課題として受け止めたい。

これまでを振り返ったとき、観点別学習状況の評価規準が評定のために利用されるだけで、学習指導の工夫・改善に十分に生かされていなかったのではないかと考える。観点別学習状況の評価規準を学習指導の工夫・改善に生かすために活用したい。また、あまりにも細かい項目等を設定しすぎ、その結果、チェック作業に追われ、いつしか煩雑なものになってきたのではなからうか。

今後、より一層の指導と評価の一体化を目指したい。

1 評価に対する考え方

学校教育における評価とは、「授業を通して指導した内容が児童一人一人にどのように身に付いたか、できるようになったか、能力等がどのように伸び、高まったかなどについて測定・検証すること、及び一人一人のよさや能力を見出し価値付けてやること」である。また、目標とする諸能力等が「身に付いた、育った」ということは、「以前はできなかったことができるようになった、分からなかったことが分かるようになった」ということであり、このことが教師の責任である。

児童がよりよい学びの成果として、目指す能力の獲得ができるよう、確かな指導をしていくとともに、学習の過程及び結果から絶えず所期の目標とする能力が確かに育ったかどうかを見取っていかなければならない。



子ども一人一人が、自分の発想を思いのままに広げ、膨らませ、材料を扱い、操作しながら、自分の思いを表現していくことができるように励まし、見守り、援助していくことである。

- (1) 児童の学びを支える評価
自己理解、自己判断、自己修正・改善能力をもてるようにする。
- (2) 指導の改善のための評価
確かな指導が行われたのか評価・検証を行うようにする。
 - ・ 指導方法は適切だったのか。
 - ・ 十分身に付いていない子どもにどのような指導が必要か。
 - ・ 指導計画や指導方法等をどう改善する必要があるか。
- (3) 評価の妥当性と評価情報の共有化
教師、子ども、保護者が納得できるように、妥当性と説明責任をもつ必要があるという認識をもつようにする。そのためには、三者が評価に関する情報を共有化することも重要である。

指導法の工夫・改善なくして、評価は語れない！

2 指導と評価の一体化

指導と評価とは、別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。また、児童にとっての評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習の在り方や発達の意欲を促すという意義がある。

では、どうすれば指導と評価の一体化を図ることができるのだろうか。次のようなことが考えられる。

指導に生かすことがねらいであるから、一単位時間で全ての観点を評価するのではなく、題材を通して評価することを考える。つまり、一単位時間においては、重点評価項目を設定するようにする。そのためにも、題材の指導計画にその重点が分かるように評価計画を載せるようにする。また、年間指導計画においても同様である。さらに、学期ごとのまとまりで把握できるように工夫するとよい。

評価計画に記載する内容は、評価規準、評価方法等である。

3 評価の在り方

最初に指導があり、次に学習（活動）があり、一連の活動の最後に評価があるのではなく、本来は、指導と学習（活動）と評価は、最初から最後まで三つ編みのように関連し影響し合うものである。そこでの評価とは、出来上がった絵に金紙や銀紙を付ける賞罰的なものではなく、学習過程において、形成的にフィードバックされ、次の活動への指針となる教育的機能を果たす必要がある。

しかし、従来の造形教育における評価は、出来上がった作品だけを拠り所とし、一連の最後にのみ行われる傾向があった。よい作品を生み出すことのみを目標にし、よい作品が完成したかどうかだけを評価の規準とするような、いわゆる「作品主義」と呼ばれる考え方である。ただ、何がよい作品かという客観的な基準はなく、作品主義の元では、評価者の主観に負う部分が大きかった。過去において、このような反省がある。

ここで、図画工作科における評価を、学習過程における評価の工夫・改善の点から考えてみることにする。

まず、その方法として、エピソード記録などの行動観察記録、学習カードなどによる自己評価、相互評価などの記録、メモ、アイデアスケッチ、活動過程の写真、収集した情報、作品などを継続的にファイルし、子ども一人一人の変化（変容）を質的に評価していくことが考えられる。その際、評価規準にそって各種情報を収集することが肝要である。また、子どもの欠点や弱点に目を向ける減点主義ではなく、よい点や可能性、進歩の状況に目を向ける加点主義の立場に立って見取りたい。

子どもたちの造形活動は、言語や数字として記録に残すのが難しい。特に、低学年の場合、自分の活動を振り返り、思ったことや考えたことを自分の言葉で文章に表すということが十分にはできない。そこで、できるだけ多面的・多角的に子どもの情報を収集し、表情や行為を読み取り、授業終了後に記録する習慣を心掛けたいものである。例えば、ビデオカメラ等の機器を活用することも一案である。

4 評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料

- 国立教育政策研究所教育課程研究センター資料より抜粋 -

観点別学習状況及び評定の記入方法

指導要録の改善通知に示された小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録における観点別学習状況及び評定の記入方法は，次のとおりである。

【小学校児童指導要録】

〔各教科の学習の記録〕

観点別学習状況

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し，A，B，Cの記号により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもの」：A

「おおむね満足できると判断されるもの」：B

「努力を要すると判断されるもの」：C

評 定（第3学年以上）

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し，3，2，1により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもの」：3

「おおむね満足できると判断されるもの」：2

「努力を要すると判断されるもの」：1

【中学校生徒指導要録】

（学習指導要領に示す必修教科の取扱いは次のとおり）

〔各教科の学習の記録〕

観点別学習状況（小学校児童指導要録と同じ）

評 定

各教科別に新学習指導要領に示す目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し，5，4，3，2，1により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもののうち，特に高い程度のもの」：5

「十分満足できると判断されるもの」：4

「おおむね満足できると判断されるもの」：3

「努力を要すると判断されるもの」：2

「一層努力を要すると判断されるもの」：1

評価規準の作成，評価方法の工夫改善に当たって留意した点

第一は，自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力などを含めて児童生徒の学習状況を適切に評価できるようにするという点である。

教育課程審議会から出された答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」においては，「評価規準や評価方法等の研究開発に当たっては，知識や技能の評価だけにとどまるのではなく，思考力，判断力，表現力や自ら学ぶ意欲，態度などを含めて，学習指導要領の目標に照らして，学習の到達度を適切に評価でき

るものにすることが必要である。…(中略)…評価規準については、観点別学習状況の評価を基本とした評価活動を支援できるよう、学習指導要領に示された各教科の内容の項目ごとに、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4観点を原則とする指導要録における各観点に基づいて研究開発が更に進められることが必要である。評価方法については、…(中略)…教科やその内容、評価の観点などに即した評価方法の研究開発が更に進められることが必要である。」と提言されている。

研究開発に当たっては、この提言を踏まえ、評価規準については、教科ごとに学習指導要領に示す領域や内容項目等に検討を加え、それらを幾つかの内容のまとまりとして、それぞれについて「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの観点ごとに「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」を設定することとした。また、評価方法については、単元(題材)の評価に関する事例において取り上げ、学習活動や評価規準等に応じて行った具体的な評価方法の工夫改善が分かるようにした。

第二は、指導に生かす評価を充実させる(指導と評価の一体化)という点である。

答申においては、「指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である(いわゆる指導と評価の一体化)。評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。」と提言されている。

研究開発に当たっては、この提言を踏まえ、学校における評価が、評価のための評価に終わることなく、後の指導の改善充実に生かせるようにすることを重視した。

第三は、教員にとって過大な負担とならず、評価の改善に生かすことができるようにするという点である。

評価結果の信頼性を追求するあまり、あまりにも細部にわたる評価規準を設定したり、常に多様な評価方法を組み合わせたりすることを求めることは、教員に過大な負担を課すことにつながるものである。このような内容を含むものを研究開発の成果として示したとしても、実際には活用できるものとならないおそれがある。このことについては、第二で掲げた指導と評価の一体化を図るという点でも重要と考えた。

第四は、学校における評価の研究や実践の成果を生かすという点である。

観点別学習状況の評価が既に目標に準拠した評価として行われている現状においては、どのような評価をすれば、指導との一体化が図れるのか、また、教員にとって過大な負担がかからないものとなるのかといった点についても、一定の研究や実践が蓄積されているものとする。

このような蓄積を研究指定校等を通じて、収集、分析し、研究開発に生かすことによって、本資料で示す評価規準や評価方法を実際の評価の改善に結び付くものとすることができる考えた。

第五は、保護者や児童生徒にとっても理解しやすい表現になるようにするという点である。

目標に準拠した評価を重視していく上では、学校としてどのような評価規準、評価方法で評価を行ったのかを保護者や児童生徒に説明し、共通理解を図っていくことが重要である。したがって、「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」の設定に当たっては、保護者や児童生徒にとっても分かりやすく、理解しやすい表現になるように努めた。

観点別学習状況の評価の評定への総括の考え方

評定が学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を総括的に評価するものであるのに対し、観点別学習状況の各観点は学習指導要領に示す各教科の目標に照らして学習の実現状況を分析的に評価するものであること、また、観点別学習状況の各観点は、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであるとの両者の関係を前提とする場合、同じ文言で示されている観点別学習状況の評価結果を総括していけば、同じ文言で示されている評定に至ると考えることが自然であり、このことは、一般に理解を得られると考える。

このような考え方に立てば、観点別学習状況の評価の評定への総括においては、4観点の重点の置き方にかかわらず、小学校については、4観点の評価（左から「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」）が「A, A, A, A」であれば「3」、「B, B, B, B」であれば「2」、「C, C, C, C」であれば「1」、同様に中学校については「A, A, A, A」であれば「4」又は「5」、「B, B, B, B」であれば「3」、「C, C, C, C」であれば「2」又は「1」になる。

上記の場合を除き、各観点ごとのA, B, Cが決まれば評定も必然的に決まるというものではないと考えられる。

例えば、学校において、評定に総括する際の観点別学習状況の評価結果についての観点ごとの重み付けが異なることがあること、また、同じ「A」「B」「C」という評価結果についても、それぞれの評価結果が示す実現状況には幅があり、このことが評定への総括に反映されることも想定されるからである。

なお、評定への総括については、

学年末に総括した観点別学習状況の評価結果を総括し、評定とする場合のほか、学期末における観点別学習状況の評価結果から各学期末の評定を行い、その結果を総括し、評定とする場合、なども考えられる。

各学校においては、自校における指導の重点や評価方法等を踏まえ、評定への総括について検討し、適切な方法を定めておくことが必要である。

各学校における評価規準の作成

各学校において評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習指導の過程や学習の結果を継続的、総合的に把握することが必要であり、各学校において評価規準を設定することが求められる。

各学校においては、新学習指導要領に示す各教科の目標、学年（分野）の目標及び内容、指導要録の改善通知に示された各教科の評価の観点及びその趣旨並びに学年別（分野別）の評価の観点的趣旨、本資料で提示した内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例を参考にしつつ、自校における指導計画に基づいて、単元（題材）ごとに観点別の評価規準を作成すること、さらに、単元（題材）の中での具体的な学習活動についての評価規準（事例において示している「学習活動における具体的評価規準」）を設定するとともに、それをどのような評価方法により評価するのかを具体的に示すなど、単元（題材）ごとに「指導と評価の計画」を作成することが大切である。

このようにして、各学校においては、自校の学習指導の中に評価活動を明確に位置付けることにより、その評価結果を後の指導に生かしていくことが可能となる。

また、評価活動は、各単元（題材）だけでなく、各学期、年間と継続されていくものであることから、「指導と評価の計画」は、各単元（題材）、各学期、年間にわたって作成されることが必要である。

なお、事例で示している単元（題材）の中での「学習活動における具体的評価規準」については、あまり細部にわたり設定することなく、無理なく評価でき後の指導に生かすことができるような観点に立って設定している。各学校においてはこの点にも留意することが適当である。

評価規準については、本資料における「内容のまとめりごとの評価規準及びその具体例」と同様、「おおむね満足できる」状況（B）について設定し、設定した評価規準に照らして、まず「おおむね満足できる」状況（B）か、「努力を要する」状況（C）かを判断した上で、さらに「おおむね満足できる」状況（B）と判断されるもののうち、児童生徒の学習の実現の程度について質的な高まりや深まりをもっていると判断されるものを「十分満足できる」状況（A）とすることが適当であると考えられる。

各学校における評価方法の工夫改善

評価方法については、これまでペーパーテストによる「知識・理解」の評価や、学期末などの特定の時期での評価に重点が置かれる傾向があったこと、学習の結果のみについての評価に重点が置かれる傾向があったこと等をとらえ、学習の実現状況を偏りなく見ているとはいいいがたい、評価結果が指導に十分生かされていない、などの課題が指摘されている。

各学校においては、各教科の学習活動の特質、評価の場面や評価規準、児童生徒の発達段階に応じて、ペーパーテスト、ワークシート、学習カード、観察、面接、質問紙、作品、ノート、レポートなどの様々な評価方法の中から、その場面における児童生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。

また、評価が学期末や学年末などに偏ることのないよう、評価の時期を工夫したり、学習の過程における評価を一層重視するなど、評価の場面についても工夫を加えることが大切である。

さらに、上記のような評価方法に加えて、児童生徒による自己評価や児童生徒同士の相互評価を工夫することも有効である。このうち、自己評価については、「関心・意欲・態度」の把握だけでなく、児童生徒が自己の学習の状況を確認し、次の学習に意欲的に進めるようにする観点からも大切であり、相互評価については、他の児童生徒の学習の状況の評価することにより自己の学習状況の把握にも役立つものと考えられる。

評価を適切に行うという観点に立てば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、目的が十分に達成できなくなるおそれがある。評価を常に指導に生かすという視点に留意すべきである。

また、ペーパーテストについては、一般に、学習の実現状況を客観的に示すものとの受け止めがなされており、このことが、先に述べたように評価方法として、ペーパーテストを重視することにもつながっていると考えられる。

もちろん、ペーパーテストは、評価方法の一つとして有効であるが、ペーパーテストにおいて得られる結果が、目標に準拠した評価における学習の実現状況を直ちに表すものではないことについては、改めて認識する必要がある。

ペーパーテストにおける設問のねらいを明確にし、個々の問題を正答したのか、仮

に正答に達しなかったとしてもどこまでの解答ができたのか、全体では何割の正答を得たのかといったことが、学習の実現状況と結び付いて解釈できるよう、問題内容を更に工夫改善することが求められる。

さらに、ペーパーテストについては、「知識・理解」の評価に偏ることなく、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」の評価も含め、児童生徒の資質や能力を多面的に把握できるようにしていくことが大切である。

基礎・基本の確実な定着

答申においては、評定を目標に準拠した評価に改めた理由の一つとして、「新学習指導要領では、教育内容を厳選し、基礎・基本の確実な定着を図ることを重視していることから、学習指導要領に示す内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底することが必要」と指摘している。

新学習指導要領においては、児童生徒がゆとりのある教育活動の中で基礎・基本を確実に習得できるようにすることを特に重視している。目標に準拠した評価を一層重視する理由の一つは、児童生徒一人一人が基礎・基本を習得し、少なくとも「おおむね満足できる」と判断される状況を実現するための指導を徹底するということである。

したがって、各学校においては、特に、学習指導の過程における評価を重視し、「努力を要する」状況となるおそれのある児童生徒に対しては、教員から様々な働きかけを行ったり、手だてを講じたりする必要がある。

さらに、学習の過程における働きかけ等は行ったものの、結果として「努力を要する」状況の評価となった児童生徒に対しては、例えば補充的な指導を行うなどの取組が必要となると考える。

保護者や児童生徒への学習の評価についての情報の提供

答申においては、「評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、学習の評価を、日常的に、通信簿や面談などを通じて、児童生徒や保護者に十分説明し、学習の評価を児童生徒や保護者と共有していくことが大切」と指摘されている。

こうした評価についての情報を共有することは、評価への信頼性を高めるとともに、家庭における学習の支援にもつながると考えられる。

各学校においては、通信簿等による児童生徒の学習の評価についての情報の提供はもとより、目標に準拠した評価とはどのようなものか、自校ではどのような評価の規準や方法に基づいて評価を行うのかといった情報についても、保護者や児童生徒に分かりやすく説明していくことが重要である。

自己点検・自己評価への利用

各学校においては、自らが行った教育活動について、自己点検・自己評価を行うことが求められている。

この自己点検・自己評価の過程において、目標に準拠した評価の考えの下、どのように評価規準を作成し、児童生徒の学習状況を評価したのか、またその評価結果をどのように指導の工夫改善に生かしたのかという点が極めて大きな意味を持つことになると考える。こうした内容を含む自己点検・自己評価の結果を公開していくことを通じて、保護者や地域社会からの信頼を得ることもできることを、各学校は改めて認識する必要がある。